

(趣旨)

第 1 条 県は、医療体制の強化を図るため、予算で定めるところにより入院患者に対して迅速かつ適切な医療を提供するために必要な医療資機材を整備する医療機関等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について（令和 5 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 12 号・健発 0508 第 6 号・薬生発 0508 第 4 号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知）の別紙「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）、令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について（令和 5 年 5 月 8 日付け厚生労働省発医政 0508 第 13 号・厚生労働省発健 0508 第 10 号・厚生労働省発薬生 0508 第 58 号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）及び令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和 5 年 5 月 8 日付け厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「国実施に当たっての取扱い」という。）並びに補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、国実施要綱 3（3）に基づく、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等とする。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、国交付要綱の別表に定める経費及び補助率とし、その上限額は、国実施に当たっての取扱い（2）に定める額とする。

2 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 前項の上限額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により算定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

3 この補助金の対象となる事業の実施期間は、令和 5 年 5 月 8 日から知事が別に定める日までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第 4 条 規則第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号の事業計画書及び同条第 2 号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 所要額精算書（別記様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合にはこれを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法等）

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、この補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することなく、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告し、これを返還しなければならない。
- (4) 補助事業が実施年度内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 第4条第2項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業費補助金から適用する。